

# 議 案 書

平成 2 9 年 3 月

第 1 回 定 例 会

松 山 市

## 目次

議案番号	件名	議決結果	ページ
議案 1	平成28年度松山市一般会計補正予算(第5号)		(議) 1
2	平成28年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第3号)		11
3	平成28年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)		13
4	平成28年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第4号)		15
5	平成28年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)		19
6	平成29年度松山市一般会計予算		(予) 1
7	平成29年度松山市競輪事業特別会計予算		13
8	平成29年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		17
9	平成29年度松山市介護保険事業特別会計予算		21
10	平成29年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		25
11	平成29年度松山市駐車場事業特別会計予算		27
12	平成29年度松山市道後温泉事業特別会計予算		33
13	平成29年度松山市卸売市場事業特別会計予算		37
14	平成29年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		41
15	平成29年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		43
16	平成29年度松山市小規模下水道事業特別会計予算		45
17	平成29年度松山市松山城観光事業特別会計予算		47
18	平成29年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		49
19	平成29年度松山市公債管理特別会計予算		53
20	平成29年度松山市公共下水道事業会計予算		55
21	平成29年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
22	平成29年度松山市簡易水道事業会計予算		47
23	平成29年度松山市工業用水道事業会計予算		93
24	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		(議) 21
25	松山市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について		23
26	松山市火災予防条例の一部改正について		27
27	松山市消防手数料条例の一部改正について		29
28	松山市国民健康保険条例の一部改正について		41
29	松山市社会福祉施設整備審査会条例の一部改正について		45
30	松山市保育所条例の一部改正について		47
31	松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部改正について		49
32	松山市駐車場条例の一部改正について		51
33	松山市手数料条例の一部改正について		53
34	松山市企業立地促進条例の一部改正について		61

3 5	包括外部監査契約の締結について		6 9
3 6	汚水処理に係る事務の委託について		7 1
3 7	道後温泉別館及び椿の湯に係る指定管理者の指定について		7 5
3 8	工事請負契約の変更について(松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事)		7 7
3 9	特定事業契約の締結について(松山市立小中学校空調設備整備PFI事業)		7 9
4 0	財産の取得について(東中学校及び東雲小学校用地)		8 1
4 1	訴訟の提起について		8 3
4 2	市道路線の認定について		8 5

(注) ページ欄中, (議)は議案書, (予)は別冊一般・特別・企業会計予算書, (企)は別冊公営企業会計予算書を示す。

(追加提出予定分)

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	人権擁護委員候補者の推薦について		



議案第1号

平成28年度松山市一般会計補正予算（第5号）

平成28年度松山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,745,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196,477,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,710,000 千円	1,832,000 千円	66,542,000 千円
	1 市民税	28,859,000	1,050,000	29,909,000
	2 固定資産税	30,200,000	230,000	30,430,000
	3 軽自動車税	1,019,000	172,000	1,191,000
	4 市たばこ税	3,000,000	200,000	3,200,000
	6 事業所税	1,502,000	180,000	1,682,000
13 分担金及び負担金		1,470,928	2,310	1,473,238
	1 分担金	33,303	2,310	35,613
15 国庫支出金		43,562,105	569,748	44,131,853
	2 国庫補助金	10,436,088	569,748	11,005,836
16 県支出金		14,077,036	77,864	14,154,900
	2 県補助金	4,739,563	77,864	4,817,427
17 財産収入		86,344	106,032	192,376
	1 財産運用収入	54,921	106,032	160,953
18 寄附金		120,000	3,730	123,730
	1 寄附金	120,000	3,730	123,730
19 繰入金		13,046,998	314,100	13,361,098

	1 基金繰入金	13,046,998	314,100	13,361,098
21 諸収入		4,576,775	528,104	5,104,879
	4 雑入	1,898,844	37,300	1,936,144
	5 公営企業貸付金元利収入	0	355,022	355,022
	6 公営事業貸付金元利収入	0	135,782	135,782
22 市債		14,279,100	1,311,200	15,590,300
	1 市債	14,279,100	1,311,200	15,590,300
	歳 入 合 計	191,731,948	4,745,088	196,477,036

3

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		14,988,646 千円	1,988,791 千円	16,977,437 千円
	1 総務管理費	12,091,699	1,988,791	14,080,490
3 民生費		94,822,896	229,322	95,052,218
	1 社会福祉費	42,411,394	182,399	42,593,793
	2 児童福祉費	28,444,376	46,923	28,491,299
4 衛生費		17,137,887	1,974	17,139,861
	1 保健衛生費	3,884,128	380	3,884,508
	2 保健所費	5,561,660	1,594	5,563,254
6 農林水産業費		3,374,957	40,575	3,415,532

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費	2 農業土木費	1,273,861 千円	40,575 千円	1,314,436 千円
		4,640,437	222,448	4,862,885
8 土木費	1 商工費	3,499,345	222,448	3,721,793
		20,018,024	424,979	20,443,003
	4 港湾費	550,353	259,886	810,239
10 教育費	5 都市計画費	11,331,961	163,532	11,495,493
	7 公園緑地費	710,620	1,561	712,181
		13,619,283	1,836,999	15,456,282
10 教育費	3 中学校費	1,134,648	1,598,231	2,732,879
	4 幼稚園費	802,904	210,988	1,013,892
	5 社会教育費	2,888,868	27,780	2,916,648
歳出	合計	191,731,948	4,745,088	196,477,036

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
議 会 議 録 作 成 等 事 務	平成28年度～平成31年度	12,800 千円

第3表 繰越明許費補正（松山市一般会計）

1 追加

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	里島体験滞在型交流施設整備事業	10,000千円	
		電子計算事業	20,000	
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	50,000	
		1 社会福祉費	コミュニティ活動振興事業	20,000
			ふれあいセンター建替・耐震化等整備事業	100,000
		社会福祉施設建設等補助事業	770,000	
		障害者支援施設等整備補助事業	170,000	
		臨時福祉給付金給付事業	1,980,000	
4 衛生費	2 児童福祉費	保育所等防犯対策整備事業	40,000	
		児童健全育成事業	30,000	
		児童福祉施設整備事業	70,000	
		水道事業会計出資金	150,000	
		病院整備補助事業	880,000	
6 農林水産業費	2 保健所費	精神障害者支援施設等整備補助事業	10,000	
		3 清掃費	直営収集基地管理事業	10,000
			産業廃棄物最終処分場支障等除去事業	50,000
6 農林水産業費	2 農業土木費	土地改良事業	220,000	
		団体営土地改良事業	170,000	
		林道整備事業	40,000	

款	項	事業	金額	
	4 水産業費	漁場造成事業	10,000 千円	
		漁港整備事業	350,000	
7 商工費	1 商工費	商工振興事業	30,000	
8 土木費	1 土木管理費	耐震改修等補助事業	320,000	
		道路橋梁整備事業	1,940,000	
	3 河川費	河川等整備事業	420,000	
		4 港湾費	港湾管理事業	60,000
		5 都市計画費	景観整備支援事業	10,000
9 消防費	6 住宅防校	交通環境整備事業	180,000	
		市街地再開発事業	10,000	
		都市開発支援事業	40,000	
		松山駅周辺整備事業	280,000	
		街路整備事業	1,400,000	
		都市公園整備事業	30,000	
		市営住宅修繕事業	10,000	
		空家対策推進事業	10,000	
		市営住宅建設事業	80,000	
		消防施設整備事業	330,000	
10 教育費	2 小學校	小学校太陽光発電システム設置事業	40,000	
		小学校施設建設整備事業	90,000	
		中学校施設維持管理事業	80,000	
		中学校エアコン整備事業	1,630,000	

款	項	事業名	金額	
11 災害復旧費	4 幼稚園費	幼稚園耐震化事業	260,000 千円	
		5 社会教育費	公民館施設整備事業	70,000
			スポーツセンター管理事業	140,000
	6 保健体育費	中央公園改修整備事業	40,000	
		1 教育施設災害復旧費	野外活動センター施設災害復旧事業	40,000
			4 農林水産施設災害復旧費	農林土木災害復旧事業

第4表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	千円  80,000	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他</li> <li>2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。</li> <li>3 借入時期 平成28年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。</li> </ol>	<p>年10% 以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 償還期限 40年以内(内据置5年以内)</li> <li>2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利償に借換えすることが できる。</li> <li>3 財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。</li> </ol>

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省, 地方公共団体金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。</li> <li>借入時期 平成28年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れずることができる。</li> </ol>	年10%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について, 利率の見直しを行った後に, 当該見直し後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 40年以内(内据置5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じて繰上償還, 償還期限の短縮又は低利債に借換ええることができる。</li> <li>財務省, 地方公共団体金融機構その他より借り入れられる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは, その融通条件によることができる。</li> </ol>	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	240,000				400,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
農林水産基盤整備事業	190,000	同上	同上	同上	230,000	同上	同上	同上
都市計画事業	2,030,000	同上	同上	同上	2,040,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	180,000	同上	同上	同上	1,370,000	同上	同上	同上

議案第2号

平成28年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第3号)

平成28年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

款	項	業	名	金額
1 競輪	1 開催費	事業	施設維持管理事業	100,000 千円

議案第3号

平成28年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,163,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		11,027,297 千円	6,077 千円	11,033,374 千円
	2 国庫補助金	2,885,764	6,077	2,891,841
8 財産収入		0	650	650
	1 財産運用収入	0	650	650
9 繰越金		208,944	229,192	438,136
	1 繰越金	208,944	229,192	438,136
歳入	合計	45,927,364	235,919	46,163,283

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		968,110 千円	6,077 千円	974,187 千円
	1 総務管理費	968,110	6,077	974,187
6 基金積立金		0	229,842	229,842
	1 基金積立金	0	229,842	229,842
歳出	合計	45,927,364	235,919	46,163,283

議案第4号

平成28年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第4号)

平成28年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398,938千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,681,653千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		536,500 千円	33,900 千円	570,400 千円
	1 国庫補助金	536,500	33,900	570,400
4 繰入金		251,174	231,600	482,774
	2 基金繰入金	250,000	231,600	481,600
7 繰越金		0	133,438	133,438
	1 繰越金	0	133,438	133,438
歳入	合計	2,282,715	398,938	2,681,653

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		2,279,368 千円	398,938 千円	2,678,306 千円
	1 温泉事業費	2,279,368	398,938	2,678,306
歳出	合計	2,282,715	398,938	2,681,653

第2表 繰越明許費補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
1 温泉事業費	1 温泉事業費	源泉井戸及び分湯場施設等の改修事業	120,000 千円
		施設整備事業	1,330,000

姓名	性别	年龄	籍贯	民族	文化程度	职业	住址	联系电话
王德胜	男	45	山东烟台	汉族	高中	教师	烟台市莱山区	13800000000
李小明	男	32	河南郑州	汉族	大学	程序员	郑州市金水区	15000000000
张小红	女	28	湖北武汉	汉族	本科	护士	武汉市武昌区	13500000000
赵国强	男	55	四川成都	汉族	初中	工人	成都市青羊区	13600000000
陈丽娟	女	40	广东广州	汉族	大专	文员	广州市天河区	13900000000
刘伟	男	38	浙江杭州	汉族	高中	司机	杭州市西湖区	13700000000
孙文	男	60	湖南长沙	汉族	小学	退休	长沙市岳麓区	13800000000
周美玲	女	35	北京	汉族	大学	设计师	北京市朝阳区	13500000000
吴大刚	男	42	安徽合肥	汉族	本科	工程师	合肥市蜀山区	13600000000
郑小华	女	25	福建厦门	汉族	高中	销售	厦门市思明区	13900000000
冯志强	男	50	江西九江	汉族	初中	农民	九江市濂溪区	13700000000
马海燕	女	30	广西柳州	汉族	大专	会计	柳州市鱼峰区	13800000000
徐文彬	男	48	陕西西安	汉族	高中	工人	西安市雁塔区	13500000000
曹丽霞	女	33	山西太原	汉族	大学	教师	太原市迎泽区	13600000000
林国强	男	58	吉林长春	汉族	初中	工人	长春市朝阳区	13900000000
周小芳	女	27	云南昆明	汉族	高中	文员	昆明市五华区	13700000000
吴大勇	男	43	贵州贵阳	汉族	本科	工程师	贵阳市南明区	13800000000
郑小娟	女	31	海南三亚	汉族	大专	导游	三亚市海棠区	13500000000
冯志强	男	52	宁夏银川	汉族	初中	工人	银川市西夏区	13600000000
曹丽娟	女	29	新疆乌鲁木齐	汉族	高中	文员	乌鲁木齐市天山区	13900000000
林国强	男	47	内蒙古呼和浩特	汉族	大学	教师	呼和浩特市赛罕区	13700000000
周小华	女	34	辽宁沈阳	汉族	本科	护士	沈阳市沈河区	13800000000
吴大刚	男	56	黑龙江哈尔滨	汉族	初中	工人	哈尔滨市道里区	13500000000
郑小芳	女	26	四川成都	汉族	高中	文员	成都市武侯区	13600000000
冯志强	男	44	湖北武汉	汉族	大专	司机	武汉市汉阳区	13900000000
曹丽娟	女	32	广东广州	汉族	大学	设计师	广州市白云区	13700000000
林国强	男	54	浙江杭州	汉族	高中	工人	杭州市拱墅区	13800000000
周小华	女	28	河南郑州	汉族	本科	教师	郑州市二七区	13500000000
吴大刚	男	49	安徽合肥	汉族	初中	工人	合肥市庐阳区	13600000000
郑小娟	女	30	江西九江	汉族	高中	文员	九江市浔阳区	13900000000
冯志强	男	51	广西柳州	汉族	初中	工人	柳州市城中区	13700000000
曹丽娟	女	29	陕西西安	汉族	大专	文员	西安市碑林区	13800000000
林国强	男	46	山西太原	汉族	高中	工人	太原市小店区	13500000000
周小芳	女	33	吉林长春	汉族	本科	教师	长春市南关区	13600000000
吴大刚	男	53	云南昆明	汉族	初中	工人	昆明市盘龙区	13900000000
郑小华	女	27	贵州贵阳	汉族	高中	文员	贵阳市观山湖区	13700000000
冯志强	男	45	海南三亚	汉族	大专	司机	三亚市吉阳区	13800000000
曹丽娟	女	31	宁夏银川	汉族	大学	教师	银川市兴庆区	13500000000
林国强	男	57	新疆乌鲁木齐	汉族	初中	工人	乌鲁木齐市沙依巴克区	13600000000
周小华	女	28	内蒙古呼和浩特	汉族	高中	文员	呼和浩特市回民区	13900000000
吴大刚	男	48	辽宁沈阳	汉族	本科	工程师	沈阳市和平区	13700000000
郑小芳	女	34	黑龙江哈尔滨	汉族	高中	文员	哈尔滨市香坊区	13800000000
冯志强	男	55	四川成都	汉族	初中	工人	成都市金牛区	13500000000
曹丽娟	女	29	湖北武汉	汉族	大专	文员	武汉市东西湖区	13600000000
林国强	男	46	广东广州	汉族	高中	工人	广州市荔湾区	13900000000
周小华	女	32	浙江杭州	汉族	大学	教师	杭州市余杭区	13700000000
吴大刚	男	54	河南郑州	汉族	初中	工人	郑州市中原区	13800000000
郑小娟	女	30	安徽合肥	汉族	高中	文员	合肥市包河区	13500000000
冯志强	男	49	江西九江	汉族	大专	司机	九江市都昌县	13600000000
曹丽娟	女	28	广西柳州	汉族	高中	文员	柳州市柳南区	13900000000
林国强	男	52	陕西西安	汉族	初中	工人	西安市灞桥区	13700000000
周小芳	女	31	山西太原	汉族	本科	教师	太原市晋源区	13800000000
吴大刚	男	56	吉林长春	汉族	高中	工人	长春市绿园区	13500000000
郑小华	女	27	云南昆明	汉族	大专	文员	昆明市东川区	13600000000
冯志强	男	44	贵州贵阳	汉族	高中	工人	贵阳市白云区	13900000000
曹丽娟	女	32	海南三亚	汉族	大学	教师	三亚市崖州区	13700000000
林国强	男	53	宁夏银川	汉族	初中	工人	银川市金凤区	13800000000
周小华	女	29	新疆乌鲁木齐	汉族	高中	文员	乌鲁木齐市米东区	13500000000
吴大刚	男	48	内蒙古呼和浩特	汉族	本科	工程师	呼和浩特市新城区	13600000000
郑小芳	女	33	辽宁沈阳	汉族	高中	文员	沈阳市皇姑区	13900000000
冯志强	男	51	黑龙江哈尔滨	汉族	初中	工人	哈尔滨市道外区	13700000000
曹丽娟	女	30	四川成都	汉族	大专	文员	成都市龙泉驿区	13800000000
林国强	男	47	湖北武汉	汉族	高中	工人	武汉市黄浦区	13500000000
周小华	女	34	广东广州	汉族	大学	教师	广州市增城区	13600000000
吴大刚	男	55	浙江杭州	汉族	初中	工人	杭州市萧山区	13900000000
郑小娟	女	28	河南郑州	汉族	高中	文员	郑州市经开区	13700000000
冯志强	男	45	安徽合肥	汉族	大专	司机	合肥市经开区	13800000000
曹丽娟	女	31	江西九江	汉族	本科	教师	九江市柴桑区	13500000000
林国强	男	54	广西柳州	汉族	高中	工人	柳州市鱼峰区	13600000000
周小芳	女	29	陕西西安	汉族	大专	文员	西安市阎良区	13900000000
吴大刚	男	46	山西太原	汉族	高中	工人	太原市清徐县	13700000000
郑小华	女	32	吉林长春	汉族	本科	教师	长春市九台区	13800000000
冯志强	男	53	云南昆明	汉族	初中	工人	昆明市石林县	13500000000
曹丽娟	女	28	贵州贵阳	汉族	高中	文员	贵阳市开阳县	13600000000
林国强	男	44	海南三亚	汉族	大专	司机	三亚市乐东县	13900000000
周小华	女	30	宁夏银川	汉族	大学	教师	银川市永宁县	13700000000
吴大刚	男	56	新疆乌鲁木齐	汉族	初中	工人	乌鲁木齐市达坂城区	13800000000
郑小娟	女	27	内蒙古呼和浩特	汉族	高中	文员	呼和浩特市托克托县	13500000000
冯志强	男	48	辽宁沈阳	汉族	本科	工程师	沈阳市辽中区	13600000000
曹丽娟	女	33	黑龙江哈尔滨	汉族	高中	文员	哈尔滨市宾州镇	13900000000
林国强	男	52	四川成都	汉族	初中	工人	成都市彭州市	13700000000
周小芳	女	31	湖北武汉	汉族	大专	文员	武汉市汉川市	13800000000
吴大刚	男	47	广东广州	汉族	高中	工人	广州市从化市	13500000000
郑小华	女	34	浙江杭州	汉族	大学	教师	杭州市桐庐县	13600000000
冯志强	男	54	河南郑州	汉族	初中	工人	郑州市巩义市	13900000000
曹丽娟	女	29	安徽合肥	汉族	高中	文员	合肥市舒城县	13700000000
林国强	男	49	江西九江	汉族	大专	司机	九江市修水县	13800000000
周小芳	女	32	广西柳州	汉族	高中	文员	柳州市融安县	13500000000
吴大刚	男	51	陕西西安	汉族	初中	工人	西安市蓝田县	13600000000
郑小华	女	28	山西太原	汉族	本科	教师	太原市阳曲县	13900000000
冯志强	男	46	吉林长春	汉族	高中	工人	长春市农安县	13700000000
曹丽娟	女	33	云南昆明	汉族	大专	文员	昆明市寻甸县	13800000000
林国强	男	44	贵州贵阳	汉族	高中	工人	贵阳市息烽县	13500000000
周小华	女	30	海南三亚	汉族	大学	教师	三亚市保亭县	13600000000
吴大刚	男	56	宁夏银川	汉族	初中	工人	银川市贺兰县	13900000000
郑小娟	女	27	新疆乌鲁木齐	汉族	高中	文员	乌鲁木齐市阜康县	13700000000
冯志强	男	48	内蒙古呼和浩特	汉族	本科	工程师	呼和浩特市和林格尔县	13800000000
曹丽娟	女	32	辽宁沈阳	汉族	高中	文员	沈阳市新民市	13500000000
林国强	男	52	黑龙江哈尔滨	汉族	初中	工人	哈尔滨市方正县	13600000000
周小芳	女	31	四川成都	汉族	大专	文员	成都市大邑县	13900000000
吴大刚	男	47	湖北武汉	汉族	高中	工人	武汉市应城市	13700000000
郑小华	女	34	广东广州	汉族	大学	教师	广州市花都区	13800000000
冯志强	男	54	浙江杭州	汉族	初中	工人	杭州市临安区	13500000000
曹丽娟	女	29	河南郑州	汉族	高中	文员	郑州市新郑市	13600000000
林国强	男	49	安徽合肥	汉族	大专	司机	合肥市庐江县	13900000000
周小芳	女	32	江西九江	汉族	本科	教师	九江市武宁县	13700000000
吴大刚	男	53	广西柳州	汉族	高中	工人	柳州市鹿寨县	13800000000
郑小华	女	28	陕西西安	汉族	大专	文员	西安市周至县	13500000000
冯志强	男	46	山西太原	汉族	高中	工人	太原市娄烦县	13600000000
曹丽娟	女	33	吉林长春	汉族	本科	教师	长春市榆树市	13900000000
林国强	男	44	云南昆明	汉族	初中	工人	昆明市宜良县	13700000000
周小华	女	30	贵州贵阳	汉族	高中	文员	贵阳市清镇市	13800000000
吴大刚	男	56	海南三亚	汉族	大学	教师	三亚市陵水县	13500000000
郑小娟	女	27	宁夏银川	汉族	高中	文员	银川市灵武市	13600000000
冯志强	男	48	新疆乌鲁木齐	汉族	初中	工人	乌鲁木齐市玛纳斯县	13900000000
曹丽娟	女	32	内蒙古呼和浩特	汉族	本科	教师	呼和浩特市武川县	13700000000
林国强	男	52	辽宁沈阳	汉族	高中	工人	沈阳市法库县	13800000000
周小芳	女	31	黑龙江哈尔滨	汉族	初中	工人	哈尔滨市依兰县	13500000000
吴大刚	男	47	四川成都	汉族	大专	司机	成都市简阳市	13600000000
郑小华	女	34	湖北武汉	汉族	高中	文员	武汉市汉阳镇	13900000000
冯志强	男	46	广东广州	汉族	高中	工人	广州市增城经济技术开发区	13700000000
曹丽娟	女	33	浙江杭州	汉族	大学	教师	杭州市临平经济技术开发区	13800000000
周小华	女	29	河南郑州	汉族	初中	工人	郑州市航空港区	13500000000
吴大刚	男	54	安徽合肥	汉族	高中	工人	合肥市庐江经济开发区	13600000000
郑小娟	女	28	江西九江	汉族	大专	文员	九江市彭泽经济开发区	13900000000
冯志强	男	44	广西柳州	汉族	高中	工人	柳州市鹿寨经济开发区	13700000000
曹丽娟	女	51	陕西西安	汉族	初中	工人	西安市周至经济开发区	13800000000
林国强	男	46	山西太原	汉族	高中	工人	太原市娄烦经济开发区	13500000000
周小芳	女	33	吉林长春	汉族	本科	教师	长春市榆树经济开发区	13600000000
吴大刚	男	44	云南昆明	汉族	初中	工人	昆明市宜良经济开发区	13900000000
郑小华	女	30	贵州贵阳	汉族	高中	文员	贵阳市清镇经济开发区	13700000000
冯志强	男	56	海南三亚	汉族	大学	教师	三亚市陵水经济开发区	13800000000
曹丽娟	女	27	宁夏银川	汉族	高中	文员	银川市灵武经济开发区	13500000000
林国强	男	48	新疆乌鲁木齐	汉族	初中	工人	乌鲁木齐市玛纳斯经济开发区	13600000000
周小华	女	32	内蒙古呼和浩特	汉族	本科	教师	呼和浩特市武川经济开发区	13900000000
吴大刚	男	52	辽宁沈阳	汉族	高中	工人	沈阳市法库经济开发区	13700000000
郑小芳	女	31	黑龙江哈尔滨	汉族	初中	工人	哈尔滨市依兰经济开发区	13800000000
冯志强	男	47	四川成都	汉族	大专	司机	成都市简阳经济开发区	13500000000
曹丽娟	女	34	湖北武汉	汉族	高中	文员	武汉市汉阳经济开发区	13600000000
林国强	男	46	广东广州	汉族	高中	工人	广州市增城经济开发区	13900000000
周小华	女	34	浙江杭州	汉族	大学	教师	杭州市临平经济开发区	13700000000
吴大刚	男	29	河南郑州	汉族	初中	工人	郑州市航空港经济开发区	13800000000
郑小娟	女	54</						

議案第5号

平成28年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市卸売市場事業特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
1 卸売市場事業費	1 市場事業費	中央卸売市場冷蔵庫棟改修事業	40,000 千円
		市況及び情報表示システム更新事業	20,000

議案第24号

平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

付則第17項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の給与の減額措置を引き続き行うため、本案を提出する。



平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

松山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 松山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。

)が1歳6箇月に達する日(第3条第3号において「1歳6箇月到達日」とい

う。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)

が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤

職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第3条第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第3号中「が1歳6箇月に達する日」を「の1歳6箇月到達日」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休暇を始め、又は出産したことにより当該育児

休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第5条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第7条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第13条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。

以下同じ。）をしている職員が産前の休暇を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が第5条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第13条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第5条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第22条第2項中「保育」の次に「又は要介護者（勤務時間条例第8条の2第2項に規定する要介護者をいう。次項において同じ。）の介護」を加え、「受けている」を「受けて勤務しない」に改め、同条第3項中「保育」の次に「又は要介護者の介護」を加え、「受けている」を「受けて勤務しない」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和36年条

例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。)」を加える。

(松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)」を加える。

第18条の3中「(平成3年法律第110号)」を削る。

(松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「その子」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

(松山市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第5条 松山市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「,第2項」を「から第3項まで」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準じると認める事情とする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、



平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市火災予防条例の一部改正について

松山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市火災予防条例の一部を改正する条例

松山市火災予防条例（昭和37年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反するときは、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

消防法令に違反する防火対象物を公表するため、本案を提出する。

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

其下，于其下

平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 松山市消防手数料条例の一部改正について

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

## 記

## 松山市消防手数料条例の一部を改正する条例

松山市消防手数料条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「別表4」を「別表6」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に関する手数料 別表4に定める額

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関する手数料 別表5に定める額

別表4を別表6とし、別表3の次に次の2表を加える。

## 別表4（第2条関係）

区 分		手数料の額
高压ガス保安法（以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可（以下この表において「製造の許可」という。）の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この表において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をする者を除く。）	処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この表において同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備
		処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備
		処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備
		処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備
		処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備
		560,000円
		340,000円
		220,000円
		140,000円
		110,000円
		86,000円

	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	68,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	54,000円
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	31,000円
法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者に限る。)	処理容積が1,000立方メートル以上の設備	91,000円
	処理容積が500立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	75,000円
	処理容積が100立方メートル以上500立方メートル未満の設備	60,000円
	処理容積が50立方メートル以上100立方メートル未満の設備	44,000円
	処理容積が10立方メートル以上50立方メートル未満の設備	27,000円
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	21,000円
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	16,000円
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	13,000円
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	11,000円
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
法第5条第1項第2号に該当する者	冷凍能力が3,000トン以上の設備	110,000円
	冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	87,000円
	冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	68,000円
	冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	54,000円

		冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	36,000円
法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可（以下この表において「製造のための施設等の変更の許可」という。）の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する者で製造の許可を受けたもの（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、その撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この表において同じ。）に比して1,000万立方メートル以上増加する場合	370,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満増加する場合	220,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50万立方メートル以上100万立方メートル未満増加する場合	150,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10万立方メートル以上50万立方メートル未満増加する場合	93,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	69,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	61,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	57,000円
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	39,000円

	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	26,000円
	その他の場合	16,000円
法第5条第1項第1号に該当する者で製造の許可を受けたもの（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者に限る。）	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上増加する場合	65,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	53,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100立方メートル以上500立方メートル未満増加する場合	44,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して50立方メートル以上100立方メートル未満増加する場合	31,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10立方メートル以上50立方メートル未満増加する場合	18,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満増加する場合	14,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満増加する場合	12,000円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	9,200円
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	8,200円

	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合	5,100円
	その他の場合	3,200円
法第5条第1項第2号に該当する者で製造の許可を受けたもの	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、その撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この表において同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合	69,000円
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合	62,000円
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合	55,000円
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	38,000円
	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合	30,000円
	その他の場合	16,000円
	法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	
法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可（以下この表において「第一種貯蔵所の位置等の変更の許可」という。）の申請に対する審査	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	14,000円
	その他の場合	11,000円

<p>法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>製造の許可に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額（製造の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「液化石油ガス法」という。）第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）</p>
<p>法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>18,750円</p>
<p>法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>製造のための施設等の変更の許可に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額（製造のための施設等の変更の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円）</p>
<p>法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>第一種貯蔵所の位置等の変更の許可に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3の額</p>

法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査	容積1,000立方メートル以上（液化ガスにあっては、質量10トン以上）の高圧ガスに係る検査	27,000円		
	容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガスに係る検査	21,000円		
	容積300立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量3トン未満）の高圧ガスに係る検査	13,000円		
法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	法第5条第1項第1号に該当する者で製造の許可を受けたもの（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	610,000円	
		処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	370,000円	
		処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	250,000円	
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	150,000円	
		処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	120,000円	
		処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	95,000円	
		処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	75,000円	
		処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	60,000円	
		処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	33,000円	
		法第5条第1項第1号に該当する者で製造の許可を受けたもの（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者に限る。）	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	95,000円
			処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	80,000円
			処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	64,000円
			処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	47,000円

		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	31,000円
		処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	22,000円
		処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	20,000円
		処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	15,000円
		処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	12,000円
		処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,700円
	法第5条第1項第2号に該当する者で製造の許可を受けたもの	冷凍能力が3,000トン以上の設備	120,000円
		冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	95,000円
		冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	76,000円
		冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備	60,000円
		冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備	42,000円
高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下この表において「令」という。）第18条第2項第3号の規定に基づく法第44条第1項に規定する容器検査又は令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査	温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器検査又は容器再検査	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額
		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき16,000円
		内容積500リットル未満の容器	1個につき6,600円
		繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（温度零	内容積150リットル以上の容器

	下50度以下の液化ガスを充填するための容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査	内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき320円
		内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき260円
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき180円
		内容積1リットル未満の容器	1個につき150円
	高強度鋼容器(温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器又は繊維強化プラスチック複合容器若しくは圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査	内容積30リットル以上の容器	1個につき220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた額
		内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき220円
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき160円
		内容積1リットル未満の容器	1個につき140円
	その他の容器に係る容器検査又は容器再検査	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額
		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき7,100円
		内容積150リットル以上500リットル未満の容器	1個につき800円
		内容積30リットル以上150リットル未満の容器	1個につき210円
		内容積5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき170円
		内容積1リットル以上5リットル未満の容器	1個につき110円
		内容積1リットル未満の容器	1個につき90円
		内容積150リットル以上の容器	1個につき31円
令第18条第2項第6号の規定に基づく法第49条の2第1項に規	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器, 圧縮水素自動車燃料装置用容	内容積150リットル以上の容器	1個につき31円
		内容積150リットル未満の容器	1個につき24円

定する附属品検査又は令第18条第2項第7号の規定に基づく法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査		
	その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査	内容積1,000リットル以上の容器	1個につき1,100円
		内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器	1個につき540円
	内容積500リットル未満の容器	1個につき21円	
令第18条第2項第8号の規定に基づく法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査			16,000円
令第18条第2項第3号の規定に基づく法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等			1,400円

別表5 (第2条関係)

区 分		手数料の額
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査		31,000円
法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付		1通につき630円
法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務		1回につき460円
法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査		34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査		14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査		20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000円
	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合	80,000円
	当該申請を行う者が販売契約を締結	110,000円

定の申請に 対する審査	している一般消費者等の数が1万戸 以上の場合	
法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査		21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
法第37条の3第1項の規定に基づく法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査		31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
法第37条の3第1項の規定に基づく法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査		24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
法第37条の4第1項の規定に基づく充填設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査		28,000円に充填設備の数を乗じて得た額
法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査		19,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額
法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定に基づく法第37条の4第1項の許可に係る充填設備の完成検査		36,000円に充填設備の数を乗じて得た額
法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定に基づく法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可に係る充填設備の完成検査		27,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額
法第37条の6第1項の規定に基づく充填設備の保安検査		27,000円に検査に係る充填設備の数を乗じて得た額

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

愛媛県からの権限移譲に伴い、高圧ガスの製造の許可等に係る手数料を徴収するため、本案を提出する。